

申告会場は  
例年混雑します

令和5年度(令和4年分)

# 市民税・県民税申告は郵送で!



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送での申告書提出をお願いします。  
令和5年度の申告書を1月下旬に送付しています。郵送申告を希望のかたで申告書が届いていない場合は  
申告書と返信用封筒を送付しますので、お問い合わせください。



自宅のパソコンやスマートフォンから源泉徴収票などの情報を入力するだけで、  
市民税・県民税の申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して  
郵送で提出してください。申告書のダウンロードも可能です。

※本人確認書類の写しを必ず同封してください。



市ホームページ「市民税・県民税税額試算 申告書作成コーナー」▲

## 申告受付会場と日時

会場	日時	
安行公民館	2月8日(水)	9:00 } 15:00
芝公民館 ※芝支所ではありません。	2月9日(木)、10日(金)	
新郷公民館	2月14日(火)	
神根公民館	2月15日(水)	
戸塚公民館	2月16日(木)、17日(金)	
鳩ヶ谷庁舎 3階306会議室	2月20日(月)、21日(火)、22日(水)	
市役所第一本庁舎 5階501大会議室	2月27日(月)~3月15日(水) (土・日曜日を除く) ※3月12日(日)は開場します。	

※各会場へのお問い合わせはご遠慮ください。

## 来場するかたへ

- 会場での受け付けは給与・公的年金などの所得に限ります。
- 受け付け内容によっては順番が前後する場合があります。
- 会場入口での検温やアルコール消毒、会場内でのマスク着用など、感染拡大防止にご協力をお願いします。  
※咳・発熱などの症状があるかたは入場をお断りします。
- 混雑状況に応じて入場制限または受け付けを中止する場合があります。
- 医療費控除の申告をするかたは、事前に「医療費控除の明細書」を作成し、申告の際に提出してください。領収書の提示・提出による申告はできません。
- 駐車場には限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

## ふるさと納税ワンストップ特例制度の 申請手続きをしたかたへ

市民税・県民税申告書(確定申告書含む)を提出する場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請は無効となりますので、ふるさと納税分の寄附金控除も忘れず申告してください。

## 税務署から確定申告に関する重要なお知らせ

### ◆ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

対象	会場	日時
還付申告のかた	税務署庁舎	2月15日(水)まで 8:30~16:00
全てのかた	SKIPシティ 産業技術総合センター 1階多目的ホール	2月16日(木) } 3月15日(水) 9:00~16:00

土・日曜、祝日を除く。※2月19日(日)、26日(日)は開場します。

- ※SKIPシティ会場開設期間中は、税務署庁舎では申告相談を行いません。
- ※確定申告会場への入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前  
に取得した「入場整理券」が必要です。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。
- ※スマートフォンをお持ちのかたは、確定申告会場において、原則スマートフォン  
を利用して申告書を作成していただきます。マイナンバーカード、マイナンバーカード発行時  
に設定した暗証番号(署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書)をご用意ください。
- ※確定申告会場入口での検温や会場内でのマスク着用、少人数での来場など、感染拡大防  
止にご協力をお願いします。咳・発熱などの症状があるかたは入場をお断りします。
- ※受付終了時間を待たずに相談受付を終了する場合があります。

問い合わせ…川口税務署 ☎048-252-5141(代表)  
西川口税務署 ☎048-253-4061(代表)

### 令和4年分 確定申告

申告所得税及び  
復興特別所得税

納期限  
(納付の期限)

令和5年  
3/15(水)

振替日  
(振替納税をご利用の場合)

令和5年  
4/24(月)

消費税及び地方消費税  
(個人事業者)

納期限  
(納付の期限)

令和5年  
3/31(金)

振替日  
(振替納税をご利用の場合)

令和5年  
4/27(木)

## 公的年金等を受給しているかたへ

公的年金等(個人年金・遺族年金・障害年金を除く)の収入の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要はありません。

※所得税の還付、純損失や雑損失の繰越控除などの控除を受けるときは、確定申告書の提出が必要です。詳細は税務署にお問い合わせください。

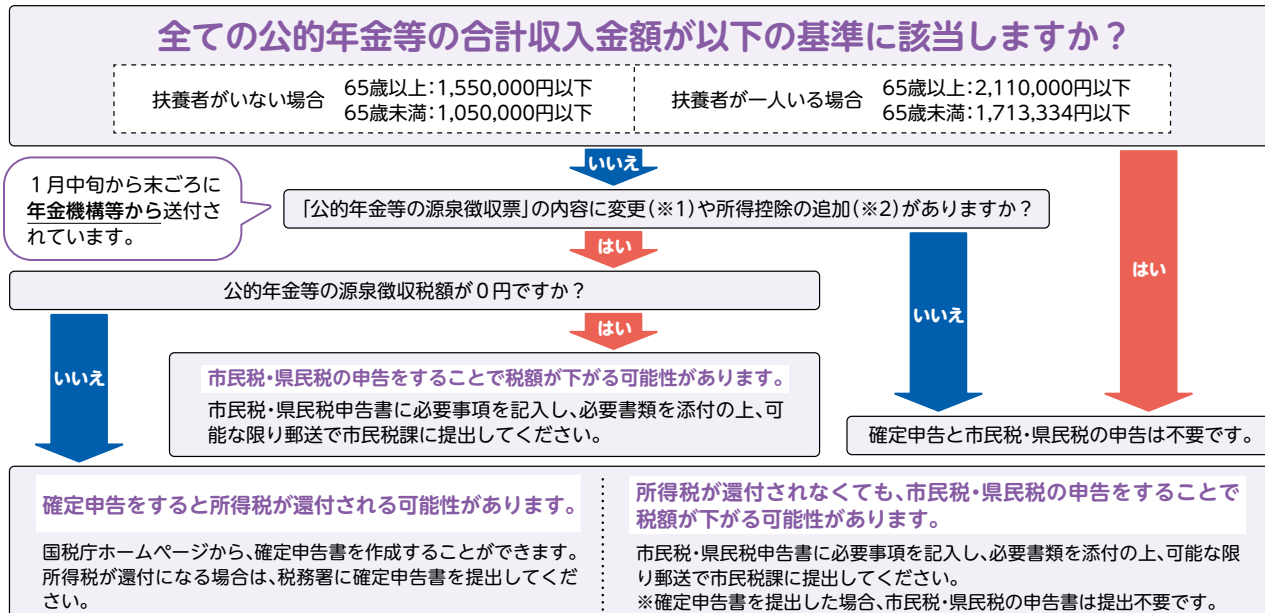
所得税の確定申告が必要ない場合であっても、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない所得控除などを市民税・県民税の計算に適用するには、市民税・県民税の申告が必要です。

遺族年金・障害年金を受給しているかたは、各種行政サービスを受けるため、収入「0円」の市民税・県民税申告が必要です。



### 公的年金等の収入のみで、合計額が400万円以下のかたのためのフローチャート

※簡単な目安ですので当てはまらない場合があります。



※1…源泉徴収票の記載内容を訂正・取り消しする場合(扶養に取れない親族の名前が記載されている場合など)は課税決定後に税額が上がる可能性がありますので、必ず市民税・県民税申告書を提出してください。

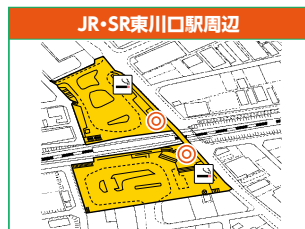
※2…追加できる控除: 源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦・ひとり親控除、障害者控除、配偶者(特別)控除、扶養控除、医療費控除、寄附金控除など

問い合わせ

市民税課

☎ 048-259-7634, 7635, 7636, 7245

FAX 048-258-1684



## 路上喫煙はお控えください

駅周辺の路上喫煙禁止地区内は喫煙禁止です。

市内全域の路上も喫煙自粛区域です。

～分煙ルールを守り、みんながハッピーなまちへ～



川口市では、「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」により、市内全域の公道や公園などの公の場所での路上喫煙の自粛をお願いしています。また、通常の道路よりも人通りが多い駅周辺を、上記の図のとおり「路上喫煙禁止地区」に指定しています。喫煙されるかたは「指定喫煙所」内での喫煙をお願いします。たばこを吸う人も吸わない人もお互いに快適に過ごすことができるよう、ご協力をお願いします。



問い合わせ

資源循環課

☎ 048-228-5370

FAX 048-228-5322